

大和市教育委員会訓令第2号

庁中一般、各かい

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程
大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程（平成21年大和市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」及び「。以下「条例」という。」を削り、「処分の」を「処分に係る」に改める。

別表第1 1 共通事項の表行政財産（学校施設を除く。）の目的外使用に係る使用料の減免の項中「3月25日」を「大和市条例第9号」に改める。

別表第1 2 教育委員会教育部の表教育総務課の項中「昭和34年」の次に「大和市」を、「第2号」の次に「。以下「施設条例」という。」を加え、同表中

「

同条例第5条第2項 大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第1号）第10条

を

「

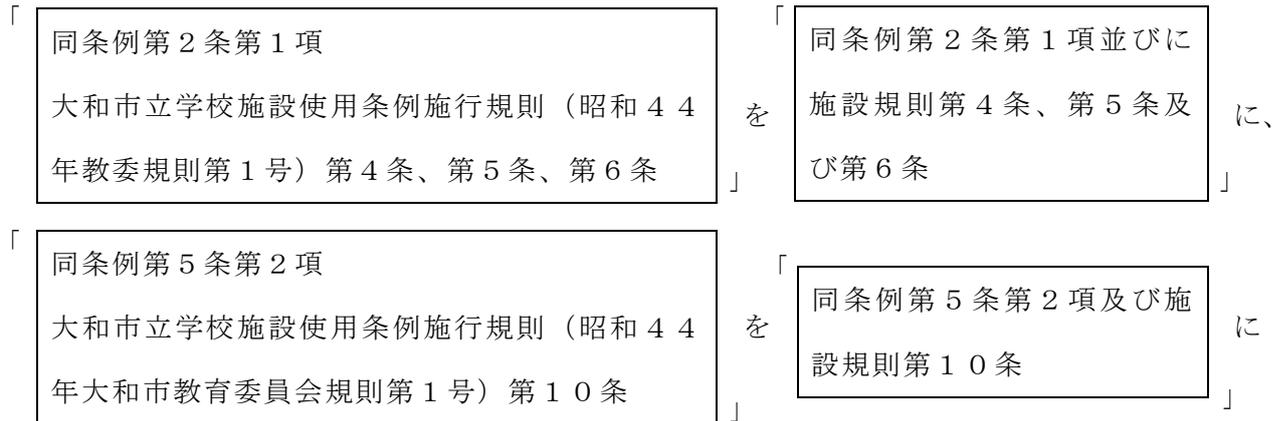
同条例第5条第2項及び大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第1号。以下「施設規則」という。）第10条
--

に改め、同表教育総務課、行政

文書公開決定の項中「14日」の次に「（休日を算入するものとし、最終日が休日である場合は当該休日の直後の休日でない日までとする。以下この項において同じ。）」を加え、同表教育総務課、保有個人情報訂正決定の項中「30日」の次に「（休日を算入するものとし、最終日が休日である場合は当該休日の直後の休日でない日までとする。以下この項において同じ。）」を加え、同表学校教育課、就学援助する世帯の認定の項中「学級編制の基準日となる日（4月5日）以後14日」を「市民税・県民税の賦課決定日以後30日」に改める。

別表第2 1 こども部の表こども・青少年課の項中「大和市青少年センター条例（平成8年）」の次に「大和市」を加える。

別表第2 2 文化スポーツ部の表文化振興課の項中「昭和38年」の次に「大和市」を加え、同表生涯学習センターの項補助執行課の欄中「生涯学習センター」を「図書・学び交流課」に改め、同表生涯学習センターの項中「大和市生涯学習センター条例（昭和44年）」の次に「大和市」を加え、「同条例第6条」を「同条例第7条」に、「大和市学校施設使用条例（昭和34年条例第2号）」を「施設条例」に改め、同表中



改め、同表生涯学習センター、学校施設の使用料の減免の項の次に次のように加える。

利用者カードの交付	大和市立図書館条例施行規則（昭和31年大和市教育委員会規則第7号）第13条第1項及び同条第2項	即日
視聴覚ライブラリーの機材等貸出	大和市視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則（昭和53年大和市教育委員会規則第17号）第6条第1項	即日
視聴覚ライブラリーの使用の許可	同規則第7条	即日

別表第2 2 文化スポーツ部の表スポーツ課の項中「大和市立学校施設使用条例（昭和34年条例第2号）」を「施設条例」に、「及び大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年教委規則第1号）第4条、第5条、第6条」を「並びに施設規則第4条、第5条及び第6条」に、「大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年教委規則第1号）第10条」を「施設規則第10条」に改め、同表中図書館の項を削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。